

情報セキュリティ政策会議の後援等名義の使用について（案）

平成 18 年 10 月 25 日  
情報セキュリティ政策会議決定

情報セキュリティ政策会議は、求めに応じて情報セキュリティ政策会議の後援等名義の使用を承認することにより、情報セキュリティの向上への気運の波及・浸透、官民の意識と理解の深化を図ることとする。

情報セキュリティ政策会議の後援等名義の使用に関し必要な事項は、「情報セキュリティ政策会議の設置について」（平成 17 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）第 4 項に基づき、議長が定める。